

給付金の支給手続き(基本的な流れ)



- **申請先** : 安芸高田市役所 子育て支援課 または 各支所 窓口係
※令和元年11月分の児童扶養手当を安芸高田市から支給される方が対象です。
※申請時の提出書類は子育て支援課又は各支所の窓口に直接、もしくは郵送により提出してください。
※児童扶養手当の現況届の手続きを行う方は、現況届の手続きに来庁された際、給付金の申請受付も同時に行なうことが可能です。

● **申請期間** : 令和元年8月1日 (木) ~ 令和2年1月31日 (金)

● **提出物** : ①申請書 ②申請者の戸籍謄本（抄本）※児童は不要です

本人確認書類
マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

指定した口座が確認できる書類
金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し
※児童扶養手当の受取口座を指定する場合は不要です。



- 原則として、児童扶養手当の**令和2年1月の支払日**と同日に支給します。
※令和2年1月の支払日に支給することができなかった場合は、それ以降随時支給します。
- 申請書に記載した**指定口座**に入金されます。
※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

● 給付金・申請に関するお問い合わせ

安芸高田市 子育て支援課 児童福祉係
電話 : 0826-47-1283 FAX : 0826-42-2103

**「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

児童扶養手当の受給者の皆様へ

未婚の児童扶養手当受給者の方に、給付金が支給されます

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

児童扶養手当の受給者のうち、これまでに一度も婚姻歴のない**未婚のひとり親**の方に対し、令和元年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

支給額

17,500円 ※対象児童の人数によらず、一律

申請期間

令和元年8月1日 (木) ~ 令和2年1月31日 (金)

支給時期

原則として、令和2年1月支払日に支給

※支払日を過ぎて申請があった場合は、翌月以降に随時支払います。

申請書は子育て支援課または各支所でお渡します。
給付金の対象になる方は窓口へお声かけください。

支給対象者 イメージ

婚姻（法律婚）をしたことが
ある

児童扶養手当の受給者

婚姻（法律婚）をしたことが
ない

給付金の
対象者

児童扶養手当の
支給を受ける

(離婚・死別)

(未婚)

児童扶養手当の
支給を受けない

前年所得・公的年金等が、児童扶養手当
の全部支給停止となる額以上

※受給資格の有無のご確認は
次ページをご覧ください。

支給要件

● 支給対象者

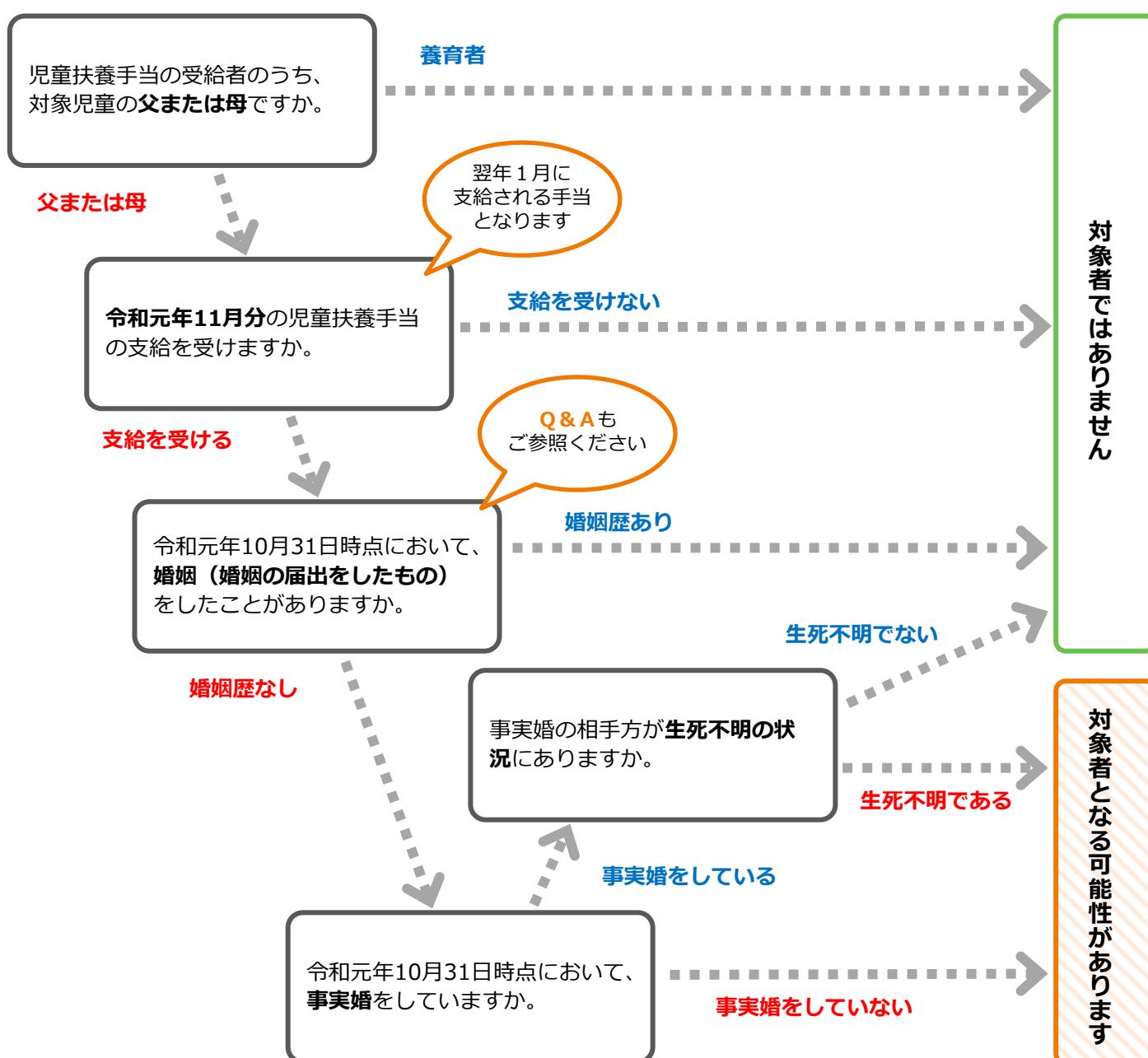
次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ②基準日（令和元年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方
- ③基準日（令和元年10月31日）において、**事実婚をしていない方**または**事実婚の相手方の生死が明らかでない方**

※支給対象者が基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に亡くなられた場合は、その方の児童扶養手当の対象となるお子さんに給付金を支給します。

● 支給額 17,500円

対象者診断チャート



※このチャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は安芸高田市子育て支援課までお問い合わせください。

Q 基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に婚姻等した場合はどうなりますか。

A 基準日（令和元年10月31日）において給付金の支給要件に該当している場合は、基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に婚姻等したことにより、児童扶養手当の資格を喪失した場合であっても、給付金の対象となります。

Q 基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に他の自治体に転出（引っ越し）した場合の申請先はどうなりますか。

A 基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に他の自治体に転出（引っ越し）した場合であっても、令和元年11月分の児童扶養手当を支給する自治体（基本的には、転出（引っ越し）前の自治体）が申請先となります。

Q 現在、未婚で出産した子を育てていますが、過去に婚姻（法律婚）をしたことがあります。この場合、給付金の対象になりますか。

A 今回の給付金は、基準日（令和元年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方を対象としていますので、過去に婚姻（法律婚）をしたことがある場合は、給付金の対象にはなりません。

ご注意

- 原則として、**申請期間外の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、**各都道府県・市区町村により異なります**。安芸高田市以外が申請先となる方は、事前にその都道府県・市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 基準日（令和元年10月31日）より前に給付金の申請を行った方で、基準日までの間に児童扶養手当の資格を喪失された方や、**他の自治体に転出**された方は、申請取下げの手続きを行ってください。
※他の自治体に転出される方は、転出先の自治体で再度申請を行っていただく必要があります。
- 詳細を確認したい場合や、ご不明点については、安芸高田市子育て支援課にご連絡ください。